野田市告示第153号

屋外広告物法第8条第2項の規定により、野田市長が除却し保管した広告物等について、次のように告示する。

令和7年6月13日

野田市長 鈴 木 有

1. 保管した広告物等の名称又は種類及び数量

はり札 41枚

- 2. 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却 した日時 別紙のとおり
- 3. 当該広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所 別紙のとおり
- 4. その他(返還するために必要と認められる事項)

広告物等を返還する旨を申し出る方は、広告物の所有者等であることが分かる 書類等を持参して、下記担当までお越しください。

また、返還には規則で定められた受領書(押印したもの)が必要となります。

※ 問合せ先·担当 都市部都市計画課 電話 04-7123-1193

第九号様式の二 (第十六条第二項)

保管物件一覧簿							
整理番号	保管した広告物等		保管した広告物等が	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	数量	放置されていた場所		体官を始めた平月日時		1佣-存
7-5-1	立看板	_	結城野田線 七光台~中里~親野井~西高野~関宿台町~関宿三 軒家~関宿江戸町~関宿台町	令和7年5月14日	令和7年5月14日	野田市役所土木部 旧補修事務所	
	はり札	10		午前9時から午後4時	午前9時から午後4時		
7-5-2	立看板	_	市道1502~我孫子関宿線~市道1511~25 38~2528~結城野田線~ふれあい中央橋~1 511 桐ケ作~古布内~次木~親野井~古布内	令和7年5月14日	令和7年5月14日	野田市役所土木部 旧補修事務所	
	はり札	7		午前9時から午後4時	午前9時から午後4時		
7-5-3	立看板	_	市道2532〜我孫子関宿線 東宝珠花〜木間ケ瀬	令和7年5月14日	令和7年5月14日	野田市役所土木部 旧補修事務所	
	はり札	3		午前9時から午後4時	午前9時から午後4時		
7-5-4	立看板	_	つくば野田線〜我孫子関宿線 目吹〜船形〜目吹	令和7年5月21日	令和7年5月21日	野田市役所土木部 旧補修事務所	
	はり札	1		午前9時から午後4時	午前9時から午後4時		
7-5-5	立看板	_	つくば野田線~市道1170~1160~結城野田線~市道2200~越谷野田線~つくば野田線~市道1061~1160~結城野田線~市道1220~32001~つくば野田線~市道2390~1160~1061 宮崎~野田~上花輪~中野台~中野台鹿島町~野田~上花輪~清水~中野台鹿島町	令和7年5月21日	令和7年5月21日	野田市役所土木部 旧補修事務所	
	はり札	7		午前9時から午後4時	午前9時から午後4時		
7-5-6	立看板	_	市道2100~22224~2222~2100~22348 七光台~谷津~吉春~蕃昌	令和7年5月21日	令和7年5月21日	野田市役所土木部旧補修事務所	
	はり札	1		午前9時から午後4時	午前9時から午後4時		
7-5-7	立看板		市道1180~1210号線~1390号線 鶴奉~宮崎~中根~花井~堤根~花井1丁目~山崎	令和7年5月28日	令和7年5月28日	野田市役所土木部 旧補修事務所	
	はり札	5		午前9時から午後4時	午前9時から午後4時		
7-5-8	立看板		市道1260~52039~52040~5201 8~1390 山崎	令和7年5月28日	令和7年5月28日	野田市役所土木部 旧補修事務所	
	はり札	4		午前9時から午後4時	午前9時から午後4時		
7-5-9	立看板	_	市道1280~2250 三ツ堀~西三ケ尾~二ツ塚	令和7年5月28日	令和7年5月28日	野田市役所土木部 旧補修事務所	
	はり札	3		午前9時から午後4時	午前9時から午後4時		